

いわき市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUSの実施に当たり必要な事項を定め、CCUS活用拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者ID（現場管理者）登録」とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

(対象工事)

第3条 いわき市が発注するすべての工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する工事
- (2) 実工期(休日を除く)が30日以下など工期が著しく短い場合
- (3) その他の事由により、発注課がCCUSを活用できないと判断する場合

(実施方法)

第4条 受注者は、CCUS活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする

る。

(実施状況の確認)

第5条 受注者は、現場完了時に前条に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書(写し)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

(工事成績評定点について)

第6条 前条の確認により基準を達成した場合は、工事成績評定で加点するものとする。

(システム活用にかかる費用)

第7条 第4条に掲げる基準を全て達成できた場合には、カードリーダー購入等費用(新規購入分)及び現場利用料について、以下のとおり、支出実績に基づき清算変更を行う。

[土木工事の場合]

現場管理費として積み上げ計上する。一般管理費については、全て対象外とする。

[建築工事の場合]

現場管理費に積み上げ計上する。諸経費については、一般管理費の対象にしないこととする。

(1) カードリーダー購入

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器(PC、タブレット等)	通信費	
	OS	上限金額(円/台)	上限台数(円/工事)			
購入	Windows	1万円(税抜)	2台	計上しない	計上しない	
	iOS	3万円(税抜)				
リース	Windows	計上しない	-			計上しない
	iOS					

※施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受発注者協議により、その費用を計上できるものとする。

(2) 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設

業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は設計変更の対象とはしない。

(その他)

第8条 本要領に定めがない事項に関しては、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は令和6年8月15日から実施する。